

【答申の概要】 諮問第207号 富士モデル事業の紹介システムにおいてどのかかりつけ医からどの精神科に結び付けられたかの数字がわかる文書の非開示決定に対する異議申立て

件名	富士モデル事業の紹介システムにおいてどのかかりつけ医からどの精神科に結び付けられたかの数字がわかる文書の非開示決定に対する異議申立て
本件対象公文書	紹介システムの実施状況を検証するため、患者が紹介先の精神科医療機関を初めて受診した際に当該精神科医療機関により作成され、センターに送付された紹介システムの所定様式の返信書及び医療機関独自様式の返信書
非開示理由	条例第7条第2号（個人情報）、第3号（事業活動情報）及び第6号（事務事業情報）
実施機関	静岡県知事（健康福祉部精神保健福祉センター）
諮問期日	平成28年3月30日
主な論点	患者紹介システムに係る文書に記載された医師及び患者の個人情報の非開示例外規定該当性等

審査会の結論

静岡県知事の決定は妥当である。

審査会の判断

(1) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、紹介システムの実施状況を検証するため、患者が紹介先の精神科医療機関を初めて受診した際に当該精神科医療機関により作成され、センターに送付された紹介システムの所定様式の返信書及び医療機関独自様式の返信書（合計728通）である。

紹介システム所定様式の返信書には、患者の年齢・性別・職業・診断名・病状・治療計画・処方内容、返信書の作成年月日、返信書を作成した精神科医療機関の名称・所在地・電話番号・医師名、返信書の宛先としての一般医療機関の名称・医師名等が記載されることになっている。なお、所定様式は3枚複写となっており、3枚目の部分であるセンター送付用の用紙には、患者の氏名、住所、生年月日の欄自体は設けられているものの、記載した内容は複写されない。

他方、当審査会で見分したところ、医療機関独自様式の返信書には、一部に患者の氏名が記載されているものもあったが、記載項目は所定様式の返信書とほぼ同様であった。

(2) 非開示情報該当性について

実施機関は、本件対象公文書に記載されている情報について、条例第7条第2号の非開示情報（個人情報）、第3号の非開示情報（事業活動情報）又は第6号の非開示情報（事務又は事業に関する情報）に該当することを主張し、一方、異議申立人は、条例第7条第2号に該当せず開示すべきだと主張しているため、以下検討する。

ア 条例第7条第2号本文該当性

本件対象公文書は、精神科医療機関が一般科医療機関から紹介を受けた患者を診察して作成したもので、紹介元及び紹介先の医療機関名を含め、全体が患者の診療情報という個人の人格に密接に関わる特段の配慮が必要な情報が記録されたものである。このような情報については、氏名が含まれているか否かにかかわらず、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるものといえ、当該情報の本人がその流通をコントロールすることができるようにすべきで、当該本人の同意なしに第三者に流通させることは適切ではないことから、条例第7条

第2号本文の「個人に関する情報（中略）で、特定の個人を識別することができるもの（中略）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」、すなわち個人情報に当たり、同号ただし書に該当する場合に限り開示されることになる。

イ 条例第7条第2号ただし書該当性

異議申立人は、本件対象公文書に記載された情報は、条例第7条第2号ただし書イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当し、開示すべきだとしているため、この点について、以下検討する。

条例第7条第2号ただし書イは、個人情報には十分に保護されるべきであるが、開示することにより保護される人の生命、健康、生活又は財産という利益が、開示しないことにより保護される当該個人情報に係る個人の権利利益に優越すると認められる場合に、個人情報を開示することを定めたものである。

本件についてみると、異議申立人は、精神科医療には過量投薬や誤診問題があるにもかかわらず、自殺者の減少を目的としてかかりつけ医から精神科につなげる事業が展開されてきたが、かえって自殺者が増加したとして、富士モデル事業の効果検証のために開示が必要だとの趣旨の主張をしており、開示することにより保護される利益は、人の生命、健康に関係したものであるといえる。

しかしながら、本件対象公文書に記載されているのは個人の医療機関受診情報であり、開示されたとしても、精神科医療機関初診時の情報として患者の診断名や病状、紹介元及び紹介先の医療機関の名称等の情報が明らかになるだけであって、その後の患者の症状の推移までもが判明するわけではなく、そのことから直ちに、富士モデル事業の効果検証が可能となったり、自殺者を減少させることが可能となったりするわけではない。

そして、本件対象公文書には、カルテに記載されるような患者の診断名、病状、治療計画や処方内容等、個人の人格に密接に関わる特段の配慮が必要な情報が記載されていることから、開示することにより、著しく患者の権利利益を害するおそれがあると認められるものであり、開示することにより保護される利益が開示しないことにより保護される利益を上回るものとはいえず、条例第7条第2号ただし書イに該当するとは認められない。

その他、条例第7条第2号ただし書のア及びウに該当する事情も認められない。

ウ 部分開示について

条例第8条第2項は、条例第7条第2号に規定する個人に関する情報が記録されている場合で、個人識別性がある部分とそれ以外の部分とを区分して取り扱うことができるときには、個人識別性のある部分を除いて開示する義務があることを定めている。

本件についてみると、氏名の記載されていない返信書については、特定の個人を識別できる部分がないため、そもそも条例第8条第2項の部分開示の規定の適用はない。

他方、氏名が記載されている返信書については、特定の個人が識別できるものとして、条例第8条第2項の部分開示に関する規定の適用の余地があるが、アで述べたとおり、氏名が記載された部分を除いたとしても、その余の情報全体について、患者個人の権利利益を侵害するおそれがあるといえるため、部分開示をすることはできない。

上記のとおり、本件対象公文書については、全体として条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当せず、部分開示をすることもできない。

実施機関は、他に、条例第7条第3号及び第6号にも該当すると主張するが、第3号及び第6号については判断するまでもなく、非開示とすることが妥当である。

(3) 異議申立人のその他の主張について

ア 異議申立人は、個人情報の部分は必要なく、どの医者から何人の人がどの精神科医又は心療内科に結び付けられたかを知りたいだけだとしており、これは、医療機関の名称は非開示情報である個人情報には該当しないとの趣旨の主張であると解される。

しかしながら、(2)で述べたとおり、本件対象公文書については、全体として条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当せず、部分開示をすることもできないと判断したところであり、異議申立人が開示を求めている医療機関の名称が記載された部分のみをさらに細分化して非開示情報該当性を検討することは、条例上、求められてはいない。

イ 異議申立人は、富士モデル事業は税金を原資とする公的な事業である以上、県に説明責任があり、県による科学的見地からの実地調査を求めると主張したり、実施機関に対して本件で開示を求めている情報の含まれた文書を新たに作成することを求める趣旨と解される主張を行ったりしているが、条例に基づく開示請求権は、現に存在する公文書があるがままの形で開示することを求める権利であり、実施機関に対して文書の作成や調査などの特定の行政活動を行うことを要求することができるわけではない。

その他、異議申立人は種々主張するが、本件における当審査会の判断を左右するものではない。